

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第1期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

【会社名】 N K S Jホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兵頭 誠
代表取締役社長 佐藤 正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03（3349）3000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部課長 来見田 博久

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03（3349）3000（代表）

【事務連絡者氏名】 法務部課長 来見田 博久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 当第3四半期 連結累計期間	第1期 当第3四半期 連結会計期間
連結会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日
経常収益 (百万円)	2,002,076	672,277
正味収入保険料 (百万円)	1,465,475	477,642
経常利益 (百万円)	45,973	7,084
四半期純利益 (百万円)	24,846	729
純資産額 (百万円)	-	1,168,156
総資産額 (百万円)	-	9,022,852
1株当たり純資産額 (円)	-	700.32
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	14.96	0.43
潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益金額 (円)	14.93	0.43
自己資本比率 (%)	-	12.89
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,482	-
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	56,512	-
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,306	-
現金及び現金同等物 の四半期末残高 (百万円)	-	319,848
従業員数 (人)	-	34,421

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 当社は特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況 2 その他 (1) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書」に基づいて記載しております。

3 当社は平成22年4月1日設立のため、平成21年度以前に係る記載はしていません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間の当社および当社の関係会社における事業に関する変更は以下のとおりであります。

(1) 損害保険事業

株式会社損害保険ジャパンその他の当社の連結子会社5社は、平成22年11月2日にFiba Sigorta Anonim Sirketiの普通株式99.07%を取得し、当社の連結子会社としました。なお、平成22年12月15日に当該社の普通株式9.99%を欧州復興開発銀行に譲渡して共同出資化、平成22年12月29日に当該社の普通株式0.93%を追加取得しております。また、当該社の商号をSompo Japan Sigorta Anonim Sirketiへ変更する予定であります。

(2) その他の事業

平成22年10月1日に当社の連結子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社と当社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社が合併し、当社の直接子会社となりました。合併後の商号は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社であります。

平成22年11月1日に当社の子会社である株式会社損保ジャパン・リスクマネジメントと当社の子会社であるエヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社が、事業統合（エヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社から株式会社損保ジャパン・リスクマネジメントへの統合対象事業の譲渡）しました。今回の事業統合に伴って、株式会社損保ジャパン・リスクマネジメントは、商号をN K S Jリスクマネジメント株式会社に変更しました。また、エヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社は、事業統合後にチューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドからの出資を受け、商号をN K チューリッヒ・リスクサービス株式会社に変更しました。

なお、その他当社および当社の関係会社における事業の内容に関する当第3四半期連結会計期間末後の変更は以下のとおりであります。

(生命保険事業)

平成23年10月1日に当社の連結子会社である損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と当社の連結子会社である日本興亜生命保険株式会社が合併を予定しております。合併後の商号は、N K S Jひまわり生命保険株式会社とする予定であります。

3 【関係会社の状況】

- (1) 当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（存続会社）と当社の子会社であるゼスト・アセットマネジメント株式会社が平成22年10月1日に合併し、存続会社の商号、議決権の所有割合、関係内容が変更となりました。

平成22年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 損保ジャパン日本興亜 アセットマネジメント 株式会社 (注)2	東京都中央区	1,550 百万円	その他の事業	79.0	当社と経営管理契約を締結しております。 役員の兼任等 1名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2 特定子会社には該当していません。また、有価証券届出書および有価証券報告書を提出していません。

- (2) 当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに関係会社となりました。

平成22年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Fiba Sigorta Anonim Sirketi (注)3、4	トルコ イスタンブール	45,498千 TRL	損害保険事業	90.0 (90.0)	

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の()には間接所有割合を内数で記載しております。

3 株式会社損害保険ジャパンその他の当社の連結子会社5社が平成22年11月2日に株式を取得した会社であります。

4 特定子会社には該当していません。また、有価証券届出書および有価証券報告書を提出していません。

なお、平成23年10月1日に、当社の連結子会社である損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と当社の連結子会社である日本興亜生命保険株式会社が合併し、商号をN K S Jひまわり生命保険株式会社とする予定であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	34,421 (5,361)
---------	-----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ（当社および連結子会社）から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数の（ ）内には、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	231 (2)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ会社との兼務者を含む就業人員数であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
- 2 従業員数の（ ）内には、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、保険持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。なお、セグメントごとの業績の状況等については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または第1四半期報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約日
N K S Jホールディングス株式会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 (連結子会社)	経営管理契約	平成22年10月1日

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

なお、当社は、平成22年4月1日設立のため、前年同四半期連結会計期間との比較および分析は行っておりません。

（注）経常収益等の金額は記載未滿を切り捨てて表示しております。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における日本経済は、輸出や生産が弱含みから緩やかな減少で推移したことから、足踏み状態に入りました。企業収益は引き続き改善し、設備投資も持ち直しの動きが見られる一方、引き続き厳しい雇用情勢の中、個人消費は持ち直しつつも各種政策効果等の反動の動きもみられました。

このような経営環境のもと、当第3四半期連結会計期間における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が6,416億円、資産運用収益が287億円、その他経常収益が19億円となり、合計6,722億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が5,546億円、資産運用費用が55億円、営業費及び一般管理費が1,021億円、その他経常費用が28億円となり、合計6,651億円となりました。

以上の結果、経常利益は70億円、経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した四半期純利益は7億円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

損害保険事業

正味収入保険料は4,776億円、四半期純利益は16億円となりました。

a) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	当第3四半期連結会計期間 （自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）		
	金額 （百万円）	構成比 （％）	対前年増減 （ ）率（％）
火災	95,969	17.54	
海上	13,139	2.40	
傷害	69,652	12.73	
自動車	247,489	45.23	
自動車損害賠償責任	60,234	11.01	
その他	60,726	11.10	
合計	547,211	100.00	
（うち収入積立保険料）	(38,878)	(7.10)	

（注）1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含みます。）

b) 正味収入保険料

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率(%)
火災	65,479	13.71	
海上	11,627	2.43	
傷害	42,128	8.82	
自動車	247,207	51.76	
自動車損害賠償責任	58,663	12.28	
その他	52,535	11.00	
合計	477,642	100.00	

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

c) 正味支払保険金

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 ()率(%)
火災	23,438	7.35	
海上	5,786	1.82	
傷害	25,386	7.97	
自動車	161,712	50.75	
自動車損害賠償責任	58,476	18.35	
その他	43,874	13.77	
合計	318,674	100.00	

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

生命保険事業

生命保険料は625億円、四半期純損失は9億円となりました。

a) 保有契約高

区分	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	
	金額 (百万円)	対前年度末比 増減()率(%)
個人保険	16,308,118	
個人年金保険	278,566	
団体保険	3,038,924	
団体年金保険	-	

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

b) 新契約高

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	791,876	791,876	-
個人年金保険	4,259	4,259	-
団体保険	12,365	12,365	-
団体年金保険	-	-	-

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 811億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 90億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは23億円となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、3,198億円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

国内子会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

在外子会社

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社となったFiba Sigorta Anonim Sirketiの本店および支店が、新たに当社グループの主要な設備となりました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
				土地 (面積m ²)	建物	動産	リース 資産		
Fiba Sigorta Anonim Sirketi	本店 (トルコ イスタンブール)	8	損害保険 事業	0 (5,837.00)	115	175	-	304	66

- (注) 1 上記はすべて営業用設備であります。
 2 年間賃借料には、土地または建物を賃借している場合の賃借料を記載しております。
 3 年間賃借料には、グループ会社間の取引相殺前の金額を記載しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

会社名 設備名	所在地	セグメント の名称	内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
株式会社損害 保険ジャパン 事務本部ビル	東京都 西東京市	損害保険 事業	改修	1,190	-	自己資金	平成23年 1月	平成24年 9月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,661,409,178	1,661,409,178	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	1,661,409,178	1,661,409,178		

(注) 提出日現在発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使が自己株式数を
超えて行われたことにより発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、平成22年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権（N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権から同第22回新株予約権）を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	125(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	777(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 5 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとします。）に限り、権利

を行使することができます。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ります。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記 から までの議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）5に準じて決定します。

N K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	712(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 712 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	581(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 581 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	574(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 574 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	85(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	735(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 735 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	124(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	124,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	230(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,167(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,167 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。

6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	242(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	242,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,082(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,082 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。

6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第9回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	355(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	355,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,148(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,148 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	365(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	365,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,665(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,665 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。

6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S J ホールディングス株式会社第11回新株予約権

	第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	324 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,598 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,068 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	316(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,623(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,138 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。

6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	403(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,547(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,926 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。

6 上記N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S J ホールディングス株式会社第14回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	382(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	990(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。
- 2 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)2を参照してください。
- 3 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)3を参照してください。
- 4 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)4を参照してください。
- 5 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)5を参照してください。
- 6 上記N K S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の(注)6を参照してください。

N K S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,166(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	216,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成45年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 941 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額について、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記 から までの議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定します。

N K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,781(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	578,100(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成46年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権の(注)5を参照してください。

N K S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	126(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,400(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成36年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使期間(以下「行使期間」といいます。)にかかわらず、新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役(将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含みます。)および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下「権利行使開始日」といいます。)から、権利行使開始日から起算して7年が経過した日または行使期間の末日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、行使期間の末日の前年同月末日まで権利行使開始日が到来しなかった場合には、新株予約権者は、その翌月1日から行使期間の末日までの間新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 各新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとします。
- (4) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できません。
- 日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程(その時々における同趣旨の社内規程を含みます。)に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合
- その他 に準ずる事由のある場合
- 禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合
- 当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合(存続会社に新株予約権に係

る義務を承継させる場合を除きます。)

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合(完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。)

- (5) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が上記(4) から までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができません。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する case に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記(注)4(1)に定める期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(注)4(1)に定める期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
- 下記a)からe)までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
c) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
e) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記(注)4(4)もしくは(5)に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができます。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定します。

N K S Jホールディングス株式会社第18回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	194(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権の(注)5を参照してください。

N K S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	103(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,700(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成39年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役(将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含みます。)および執行役員のいずれの地位をも喪失した日(以下「権利行使開始日」といいます。)から権利行使開始日の翌日から起算して10日後まで(かつ新株予約権の行使期間(以下「行使期間」といいます。)の末日まで)の間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者の死亡により上記の行使条件が満たされた場合には、新株予約権者の相続人は、権利行使開始日から起算して6か月以内(かつ行使期間の末日まで)に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者およびその相続人は、保有する新株予約権のうち権利行使開始日を同一とするものについては、1回に限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとします。なお、新株予約権者またはその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは行使期間の末日までに権利行使開始日が到来しなかった場合には、当該新株予約権は行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅します。
- (3) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できません。

日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程(その時々における同趣旨の社内規程を含みます。)に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合

その他 に準ずる事由のある場合

禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合

当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合

(存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。)

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合

(完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。)

- (4) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が上記(3) から までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができません。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記(注)4(1)に定める期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(注)4(1)に定める期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
- 下記a)からe)までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- b) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- c) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- e) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記(注)4(3)もしくは(4)に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができます。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定します。

N K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	116(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,400(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成40年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)5を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	234(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成41年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)5を参照してください。

N K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	344(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	309,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成41年10月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株であります。

2 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)2を参照してください。

3 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)3を参照してください。

4 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)4を参照してください。

5 上記N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の(注)5を参照してください。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

N K S Jホールディングス株式会社第23回新株予約権

平成22年 7月30日 取締役会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	13,978(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,397,800(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年8月17日～平成47年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 453 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、当社が株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者である当社の取締役および執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役および執行役員は、それぞれの会社において、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員、日本興亜損害保険株式会社の取締役または執行役員それぞれの地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
- 5 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成

対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額について、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記 から までの議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日	-	1,661,409	-	100,045	-	25,045

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間における、大株主の異動は以下のとおりであります。

大株主になった者

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE. NEW YORK. NY 10017. UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	21,366	1.29

大株主でなくなった者

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	19,824	1.19

(注) サウスイースタン アセット マネージメント インクから平成22年12月7日付けで提出された大量保有報告書により、平成22年11月30日付けで以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。このため、上記異動の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サウスイースタン アセット マネージメント インク	アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー 6410番地 スイート900	191,008	11.50

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 975,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,648,397,000	1,648,397	
単元未満株式	普通株式 12,030,178		一単元(1,000株)未満の株式であります。
発行済株式総数	1,661,409,178		
総株主の議決権		1,648,397	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式828株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) N K S Jホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	975,000		975,000	0.06
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000		7,000	0.00
計		982,000		982,000	0.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	747	664	595	572	532	564	608	609	607
最低(円)	658	521	515	503	468	469	526	507	551

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

第1四半期報告書の提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。）ならびに同規則第61条および第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

(2) 当社は平成22年4月1日設立のため、前第3四半期連結会計期間、前第3四半期連結累計期間および前連結会計年度末に係る記載はしておりません。

なお、四半期連結財務諸表規則上、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められるときに記載が求められている事項については、比較の対象となる金額がないため、該当する事項の重要性が乏しい場合を除き記載しております。

2 四半期連結会計期間に係る損益の状況について

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況については、「2 その他」に記載しております。

3 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）および当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成22年12月31日)

資産の部	
現金及び預貯金	234,188
コールローン	64,225
買現先勘定	64,984
債券貸借取引支払保証金	25,502
買入金銭債権	34,720
金銭の信託	81,392
有価証券	6,580,373
貸付金	706,428
有形固定資産	361,289
無形固定資産	52,711
その他資産	591,847
繰延税金資産	231,373
貸倒引当金	6,185
資産の部合計	9,022,852
負債の部	
保険契約準備金	7,316,385
支払備金	974,282
責任準備金等	6,342,103
社債	128,000
その他負債	269,447
退職給付引当金	108,981
役員退職慰労引当金	129
賞与引当金	7,446
特別法上の準備金	23,325
価格変動準備金	23,325
繰延税金負債	978
負債の部合計	7,854,696
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,045
資本剰余金	438,555
利益剰余金	336,104
自己株式	567
株主資本合計	874,137
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	315,576
繰延ヘッジ損益	4,274
為替換算調整勘定	31,150
評価・換算差額等合計	288,699
新株予約権	2,362
少数株主持分	2,955
純資産の部合計	1,168,156
負債及び純資産の部合計	9,022,852

(2)【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
経常収益	2,002,076
保険引受収益	1,903,022
(うち正味収入保険料)	1,465,475
(うち収入積立保険料)	118,276
(うち積立保険料等運用益)	44,860
(うち生命保険料)	171,436
(うち支払備金戻入額)	59,675
(うち責任準備金等戻入額)	39,068
資産運用収益	91,957
(うち利息及び配当金収入)	116,534
(うち金銭の信託運用益)	847
(うち有価証券売却益)	9,396
(うち積立保険料等運用益振替)	44,860
その他経常収益	7,097
経常費用	1,956,103
保険引受費用	1,602,747
(うち正味支払保険金)	925,954
(うち損害調査費)	1 97,439
(うち諸手数料及び集金費)	1 265,020
(うち満期返戻金)	264,815
(うち生命保険金等)	43,872
資産運用費用	30,422
(うち金銭の信託運用損)	914
(うち売買目的有価証券運用損)	17
(うち有価証券売却損)	3,607
(うち有価証券評価損)	9,854
営業費及び一般管理費	1 314,200
その他経常費用	8,734
(うち支払利息)	5,403
経常利益	45,973
特別利益	2,251
固定資産処分益	316
負ののれん発生益	149
その他特別利益	2 1,785
特別損失	7,210
固定資産処分損	493
減損損失	662
特別法上の準備金繰入額	4,832
価格変動準備金繰入額	4,832
その他特別損失	3 1,222
税金等調整前四半期純利益	41,014
法人税等	16,418
少数株主損益調整前四半期純利益	24,596
少数株主損失()	250
四半期純利益	24,846

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	41,014
減価償却費	14,722
減損損失	662
のれん償却額	1,466
負ののれん発生益	149
支払備金の増減額(は減少)	60,131
責任準備金等の増減額(は減少)	41,240
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,399
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,402
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	37
賞与引当金の増減額(は減少)	15,060
役員賞与引当金の増減額(は減少)	57
価格変動準備金の増減額(は減少)	4,832
利息及び配当金収入	116,534
有価証券関係損益(は益)	7,214
支払利息	5,403
為替差損益(は益)	6,363
有形固定資産関係損益(は益)	177
持分法による投資損益(は益)	13
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は増加)	73,652
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は減少)	40,953
その他	11,053
小計	103,536
利息及び配当金の受取額	121,566
利息の支払額	7,123
法人税等の支払額	14,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,482

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間

(自平成22年4月1日

至平成22年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（は増加）	23,741
買入金銭債権の取得による支出	1,187
買入金銭債権の売却・償還による収入	8,242
金銭の信託の増加による支出	21
金銭の信託の減少による収入	3,347
有価証券の取得による支出	675,269
有価証券の売却・償還による収入	578,722
貸付けによる支出	141,696
貸付金の回収による収入	164,727
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	5,279
その他	14,174
資産運用活動計	19,938
営業活動及び資産運用活動計	23,421
有形固定資産の取得による支出	6,429
有形固定資産の売却による収入	895
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	28,409
その他	2,629
投資活動によるキャッシュ・フロー	56,512
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	0
自己株式の売却による収入	18
自己株式の取得による支出	749
配当金の支払額	25,671
少数株主への配当金の支払額	5
その他	1,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,306
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,858
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	87,160
現金及び現金同等物の期首残高	262,844
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	141,141
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	3,022
現金及び現金同等物の四半期末残高	319,848

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
連結の範囲に関する事項 の変更	当社は平成22年4月1日設立のため、該当事項はありません。 なお、Fiba Sigorta Anonim Sirketiは、出資により平成22年11月2日付で新たに子会社となつたため、当第3四半期連結会計期間から連結子会社としております。 この結果、当第3四半期連結累計期間の連結子会社の数は、24社となっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法となっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は395,361百万円です。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)					
1	<p>事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>代理店手数料等</td> <td>266,301百万円</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>177,637百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は四半期連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。</p>	代理店手数料等	266,301百万円	給与	177,637百万円
代理店手数料等	266,301百万円				
給与	177,637百万円				
2	その他特別利益は、抱合せ株式消滅差益1,785百万円です。				
3	その他特別損失の主なものは、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額904百万円です。				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)															
1	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>234,188百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>64,225百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td>64,984百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,580,373百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える預貯金</td> <td>48,601百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の有価証券</td> <td>6,575,321百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>319,848百万円</td> </tr> </table>	現金及び預貯金	234,188百万円	コールローン	64,225百万円	買現先勘定	64,984百万円	有価証券	6,580,373百万円	預入期間が3か月を超える預貯金	48,601百万円	現金同等物以外の有価証券	6,575,321百万円	現金及び現金同等物	319,848百万円
現金及び預貯金	234,188百万円														
コールローン	64,225百万円														
買現先勘定	64,984百万円														
有価証券	6,580,373百万円														
預入期間が3か月を超える預貯金	48,601百万円														
現金同等物以外の有価証券	6,575,321百万円														
現金及び現金同等物	319,848百万円														
2	投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。														

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類および総数

普通株式 1,661,409千株

2 自己株式の種類および株式数

普通株式 975千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 2,362百万円(提出会社 2,362百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成22年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社のそれぞれの定時株主総会において決議された金額であります。

株式会社損害保険ジャパン

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,681百万円	20円	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

日本興亜損害保険株式会社

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,019百万円	8円	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるものではありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、独立した経営単位である関係会社が、当社の経営方針のもと、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、個々の関係会社を最小単位とした事業別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」および「生命保険事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれていない当社およびその他の事業は「その他」の区分に集約しております。各報告セグメントおよび「その他」の区分を構成する主な会社は以下に記載のとおりであります。

「損害保険事業」は、損害保険引受業務、資産運用業務およびそれらに関連する業務を行っており、「生命保険事業」は、生命保険引受業務および資産運用業務を行っております。

		主な会社
報告 セグメント	損害保険事業	株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、 そんぼ24損害保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、 Sompo Japan Insurance Company of America、 Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited、Yasuda Seguros S.A.
	生命保険事業	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社、日本興亜生命保険株式会社、 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
その他		N K S J ホールディングス株式会社、損保ジャパンD C証券株式会社、 株式会社全国訪問健康指導協会、 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、安田企業投資株式会社

2 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注4)
	損害保険 事業	生命保険 事業	計				
売上高(注1)							
外部顧客への売上高	1,465,475	171,436	1,636,912	3,677	1,640,589	361,487	2,002,076
セグメント間の内部 売上高または振替高	-	-	-	2,289	2,289	2,289	-
計	1,465,475	171,436	1,636,912	5,966	1,642,879	359,197	2,002,076
セグメント利益または 損失()	29,261	3,330	25,931	1,084	24,846	-	24,846

- (注) 1 売上高は、損害保険事業においては正味収入保険料、生命保険事業においては生命保険料、「その他」および四半期連結損益計算書計上額においては経常収益の金額を記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、その他の事業を含んでおりません。
- 3 売上高の調整額は、セグメント間取引消去 2,289百万円、正味収入保険料または生命保険料以外の損害保険事業および生命保険事業に係る経常収益361,487百万円であります。
- 4 セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとののれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「損害保険事業」セグメントにおいて、「企業結合等関係」に記載のとおり、平成22年11月2日に株式会社損害保険ジャパンその他の当社連結子会社5社がFiba Sigorta Anonim Sirketiの株式を取得いたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当3四半期連結会計期間においては21,233百万円であります。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預貯金	234,188	234,188	-
コールローン	64,225	64,225	-
買現先勘定	64,984	64,984	-
債券貸借取引支払保証金	25,502	25,502	-
買入金銭債権	34,720	34,720	-
金銭の信託	80,958	80,958	-
有価証券	6,390,088	6,446,340	56,251
貸付金	706,428		
貸倒引当金 (1)	1,561		
	704,866	712,881	8,014
資産計	7,599,534	7,663,800	64,266
社債	128,000	131,008	3,008
負債計	128,000	131,008	3,008
デリバティブ取引 (2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,899	1,899	-
ヘッジ会計が適用されているもの	14,536	14,535	0
デリバティブ取引計	16,436	16,435	0

(1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注) 1 現金及び預貯金の時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 コールローンの時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 買現先勘定の時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

4 債券貸借取引支払保証金の時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5 買入金銭債権の時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

6 金銭の信託の時価の算定方法

信託財産として運用されている公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格、取引先金融機関等から提示された価格および情報ベンダー等が公表する店頭平均価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格、業界団体等が公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっております。なお、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブは取引所の価格、為替予約は先物相場等を使用しております。

7 有価証券の時価の算定方法

公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

8 貸付金の時価の算定方法

貸付金の案件ごとに将来の回収予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額、または、貸付金の種類および内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた金額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先および一部の要管理先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価とする方法、または、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は四半期決算日における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該価額をもって時価とする方法によっております。

9 社債の時価の算定方法

将来キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアム等を付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。

10 デリバティブ取引の時価の算定方法

為替予約取引は、先物相場を使用しております。また、外貨とその他の外貨間で先物予約を行っている場合の「時価」の算定には、予約日におけるその他の外貨と円の先物相場を使用しております。

通貨オプション取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載しております。

金利スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格または将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出した時価によっております。

株価指数先物取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。

株価指数オプション取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。

債券先物取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。

クレジットデリバティブ取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

天候デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

地震デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,109,413	1,164,456	55,043
外国証券	62,422	63,158	735
合計	1,171,836	1,227,614	55,778

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	14,775	15,248	473
合計	14,775	15,248	473

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	2,431,283	2,500,594	69,310
株式	1,135,321	1,609,106	473,784
外国証券	1,092,602	1,034,476	58,126
その他	89,625	92,171	2,545
合計	4,748,834	5,236,348	487,513

(注) 1 四半期連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理している譲渡性預金ならびに買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。

2 当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて8,918百万円減損処理を行っております。

なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、原則として、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	59,286	1,891	1,891
	買建	16,466	314	314
	通貨オプション取引			
	売建	35,823 (87)	30	57
	買建	33,174 (87)	143	55
株式	株価指数先物取引			
	売建	5,611	55	55
	株価指数オプション取引			
	売建	5,417 (205)	1	203
	買建	4,400 (205)	108	96
債券	債券先物取引			
	買建	1,426	13	13
その他	クレジットデリバティブ取引			
	売建	9,000	66	66
	買建	2,000	0	0
	天候デリバティブ取引			
	売建	472 (19)	10	8
	地震デリバティブ取引			
	売建	3,960 (119)	10	109
	買建	3,555 (366)	125	241
	合計		1,899	1,672

(注) 1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

2 「契約額等」欄の()書きは、オプション料の金額であります。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1 取得による企業結合

- (1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率ならびに取得企業を決定するに至った主な根拠

被取得企業の名称およびその事業の内容

Fiba Sigorta Anonim Sirketi 損害保険事業

企業結合を行った主な理由

成長著しいトルコにおいて、当社の損害保険事業を拡大させるための強固な事業基盤を築くことを目的として、同社を子会社化いたしました。

企業結合日

平成22年11月2日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

Fiba Sigorta Anonim Sirketi

取得した議決権比率

90.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社損害保険ジャパンその他の当社連結子会社5社による現金を対価とする株式取得であることによります。

- (2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

企業結合日がFiba Sigorta Anonim Sirketiの第3四半期決算日である9月30日以降の取得であるため、該当ありません。

- (3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価 484百万トルコリラ

取得に直接要した費用 22百万トルコリラ

取得原価 507百万トルコリラ

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因ならびに償却方法および償却期間

発生したのれんの金額

377百万トルコリラ

発生原因

取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったことによります。

償却方法および償却期間

20年間にわたる均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計 381百万トルコリラ

(うち現金及び預貯金 256百万トルコリラ)

負債合計 251百万トルコリラ

(うち保険契約準備金 218百万トルコリラ)

2 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的

結合当事企業の名称およびその事業の内容

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務および投資信託委託業務

ゼスト・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（当社の連結子会社）を存続会社、ゼスト・アセットマネジメント株式会社（当社の非連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（当社の連結子会社）

その他取引の概要に関する事項

N K S Jグループの資産運用機能の集中および強化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	700.32円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,168,156
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	5,318
(うち新株予約権(百万円))	(2,362)
(うち少数株主持分(百万円))	(2,955)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 の純資産額(百万円)	1,162,837
1株当たり純資産額の算定に 用いられた四半期連結会計期間末の 普通株式の数(千株)	1,660,433

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	14.96円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14.93円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	24,846
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	24,846
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,660,680
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	2,603

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	672,277
保険引受収益	641,637
(うち正味収入保険料)	477,642
(うち収入積立保険料)	38,878
(うち積立保険料等運用益)	14,799
(うち生命保険料)	62,530
(うち支払備金戻入額)	24,032
(うち責任準備金等戻入額)	22,613
資産運用収益	28,734
(うち利息及び配当金収入)	38,080
(うち金銭の信託運用益)	48
(うち売買目的有価証券運用益)	67
(うち有価証券売却益)	3,556
(うち積立保険料等運用益振替)	14,799
その他経常収益	1,905
経常費用	665,193
保険引受費用	554,688
(うち正味支払保険金)	318,674
(うち損害調査費)	31,989
(うち諸手数料及び集金費)	88,955
(うち満期返戻金)	98,962
(うち生命保険金等)	15,136
資産運用費用	5,508
(うち金銭の信託運用損)	333
(うち売買目的有価証券運用損)	17
(うち有価証券売却損)	1,405
(うち有価証券評価損)	3,026
営業費及び一般管理費	102,191
その他経常費用	2,804
(うち支払利息)	1,783
経常利益	7,084
特別利益	236
固定資産処分益	236
特別損失	2,286
固定資産処分損	168
特別法上の準備金繰入額	1,989
価格変動準備金繰入額	1,989
その他特別損失	129
税金等調整前四半期純利益	5,034
法人税等	4,374
少数株主損益調整前四半期純利益	659
少数株主損失()	70
四半期純利益	729

(注) 上記は、第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書の金額から中間連結損益計算書の金額を差し引いて作成しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注4)
	損害保険 事業	生命保険 事業	計				
売上高(注1)							
外部顧客への売上高	477,642	62,530	540,173	1,341	541,514	130,763	672,277
セグメント間の内部 売上高または振替高	-	-	-	803	803	803	-
計	477,642	62,530	540,173	2,145	542,318	129,959	672,277
セグメント利益または 損失()	1,644	950	693	36	729	-	729

(注) 1 売上高は、損害保険事業にあつては正味収入保険料、生命保険事業にあつては生命保険料、「その他」および四半期連結損益計算書計上額にあつては経常収益の金額を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、その他の事業を含んでおりません。

3 売上高の調整額は、セグメント間取引消去 803百万円、正味収入保険料または生命保険料以外の損害保険事業および生命保険事業に係る経常収益130,763百万円であります。

4 セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.43円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0.43円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	729
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	729
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,660,478
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	3,192

(2) その他

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

N K S Jホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているN K S Jホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、N K S Jホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。